

# 医師の確保について

令和2年9月

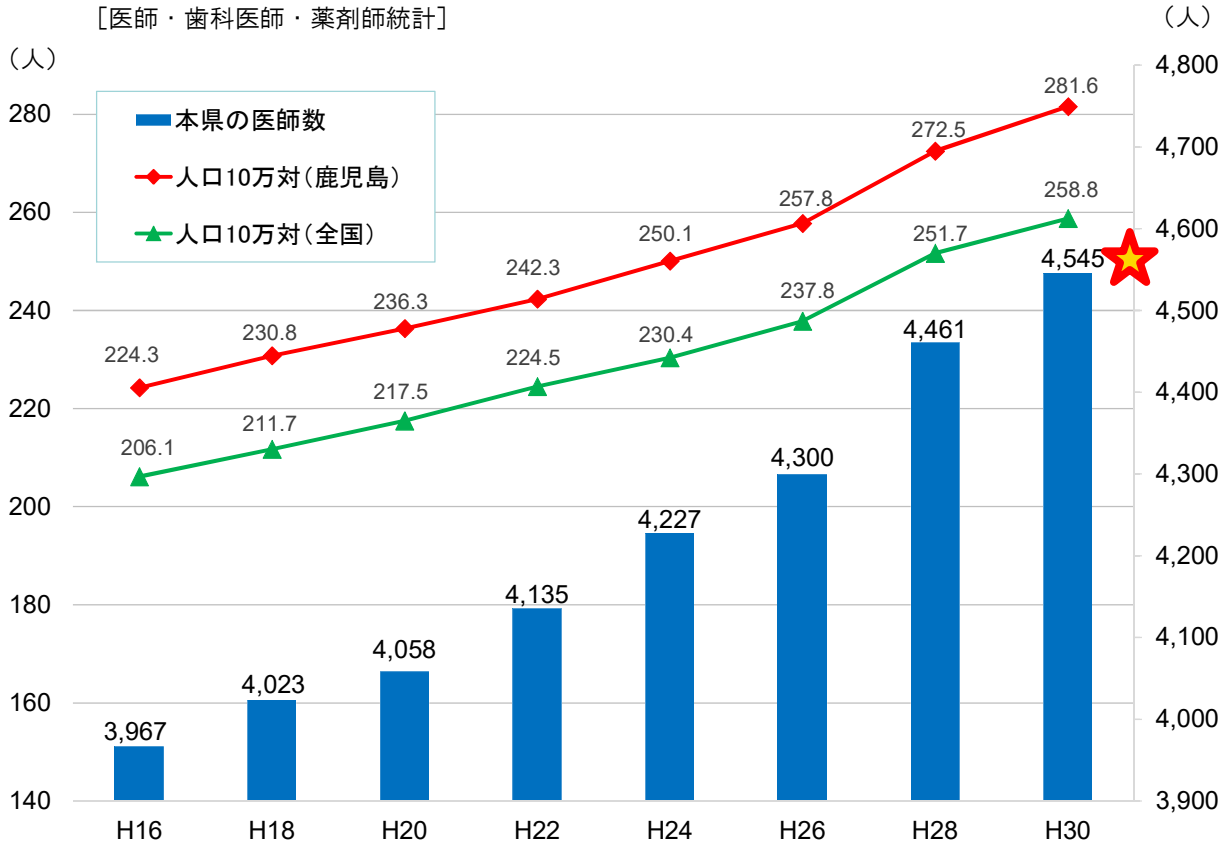
鹿児島県くらし保健福祉部  
医師・看護人材課



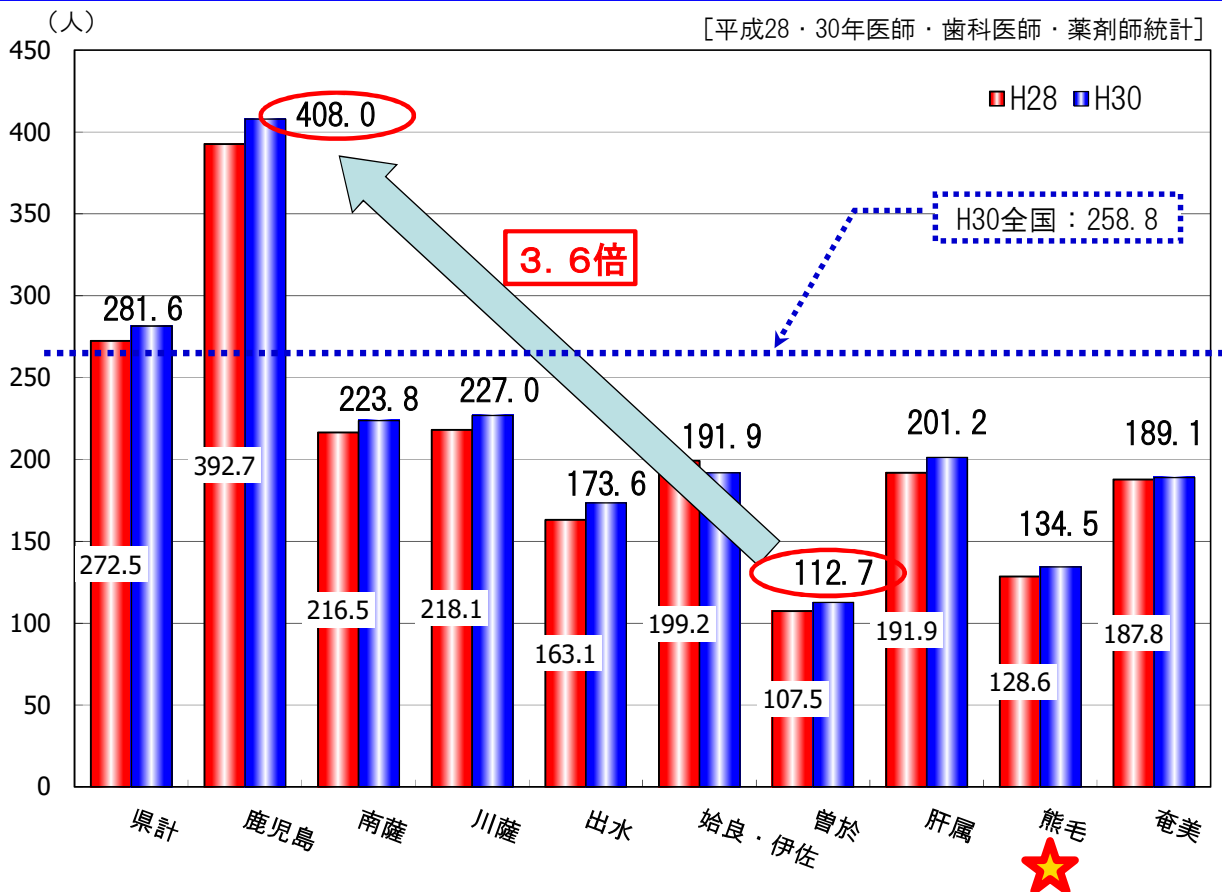
## 資料の内容

- 1 県の医療の現状
- 2 鹿児島県医師養成制度
- 3 医師修学資金貸与制度
- 4 自治医科大学制度
- 5 医師のキャリア形成支援

# 1 県の医療の現状 (医師数の推移)



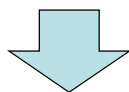
# 1 県の医療の現状 (人口10万人当たり医師数)



## 2 鹿児島県医師養成制度

県内の離島・へき地など医療に恵まれない地域の住民の医療を確保するため、

- 将来、へき地医療機関等に医師として勤務しようとする者に対し、修学に必要な資金を貸与
- 貸与を受けた医学生は、卒業後、所定の期間（義務期間）、県が指定する医療機関で勤務した場合、修学資金の返還を免除



- ① へき地勤務医師等修学資金貸与条例に基づく「医師修学資金貸与制度」
- ② 自治医科大学制度

## 2 鹿児島県医師養成制度

区 分		対象者	義務期間	R2定員	
① 医師修学資金貸与制度	地域枠 (1年次枠)	旧制度	5年	—	
		現行制度	9年	18名	
	地域枠(学士枠)		鹿大医学部 学士編入学者	7年	—
	特定診療科枠		全国医学生	貸与期間に 応じ 3年～8年	10名
	5・6年生枠		全国医学生	貸与期間に 応じ 3年～4年	—
② 自治医科大学制度	鹿児島県枠 入学者		9年 (修業期間6 年の場合)	3名	

※R2定員：「—」は制度終了のため、新規募集なし

### 3 医師修学資金貸与制度 (地域枠制度概要①)

区 分	義務期間	猶予期間	履行期間
1年次枠	<b>(A)</b> ・初期研修 2年 <b>(B)</b> ・実務研修 1年 <b>(C)</b> ・義務勤務 6年 合 計 9年	5年	14年
学士枠	・初期研修 2年 ・実務研修 1年 ・義務勤務 4年 合 計 7年	4年	11年

※義務期間:研修・勤務先施設の職員として採用され、当該施設の勤務条件に従って処遇

※猶予期間:専門医取得(専門研修)といったキャリア形成や育児休業等のライフイベントに対応

※履行期間:当該期間内に義務を終了できない場合、修学資金の返還が必要

### 3 医師修学資金貸与制度 (地域枠制度概要②)

#### ○ 初期研修 (2年)**(A)**


- ・鹿児島大学病院 or 県立病院群

#### ○ 実務研修 (1年)**(B)**

- ・離島・へき地の診療所での勤務で必要とされるスキルを習得するための研修
- ・原則、県立病院



増加する地域枠医師の実務研修先を確保するため、以下の8医療機関と、R3.4月～適用に向けて調整中

- ①国立病院機構指宿医療センター、②済生会川内病院、
- ③川内市医師会立市民病院、④出水郡医師会広域医療センター、
- ⑤霧島市立医師会医療センター、⑥恒心会おぐら病院、
- ⑦垂水市立医療センター垂水中央病院、⑧種子島医療センター

### 3 医師修学資金貸与制度 (地域枠制度概要③)

#### ○ 義務勤務 (1年次枠：6年，学士枠：4年) **C**

- ① へき地診療所 (29)
- ② 国保診療所 (22)
- ③ 知事が指定する病院 (23) ※鹿児島市内を除く  
地域医療支援病院，へき地医療拠点病院，  
小児科・産科拠点病院，共同利用型病院，  
公的医療機関 (病院)，国立病院機構

#### ● 勤務期間

- ・ 1年次枠 → 6年 (①or②：2年，③：4年)
- ・ 学士枠 → 4年 (①or②：2年，③：2年)

### 3 医師修学資金貸与制度 (地域枠制度概要④)

#### ①or② へき地・国保診療所

区分	二次医療圏	所在市町村(施設数)
へき地診療所 (29)	鹿児島	三島村(4)，十島村(7)
	南薩	南さつま市(3)
	出水	長島町(1)
	曾於	曾於市(1)
	肝属	錦江町(2)，南大隅町(4)
	熊毛	西之表市(1)，屋久島町(3)
	奄美	大和村(1)，瀬戸内町(2)
国保診療所 (22)	川薩	薩摩川内市(9)
	出水	阿久根市(1)，出水市(2)，長島町(2)
	始良・伊佐	始良市(1)
	肝属	肝付町(1)
	奄美	奄美市(2)，大和村(1)，宇検村(1)， 瀬戸内町(1)，喜界町(1)

・種子島産婦人科医院  
・永田へき地出張診療所  
・口永良部へき地出張診療所  
・栗生診療所

### 3 医師修学資金貸与制度 (地域枠制度概要⑤)

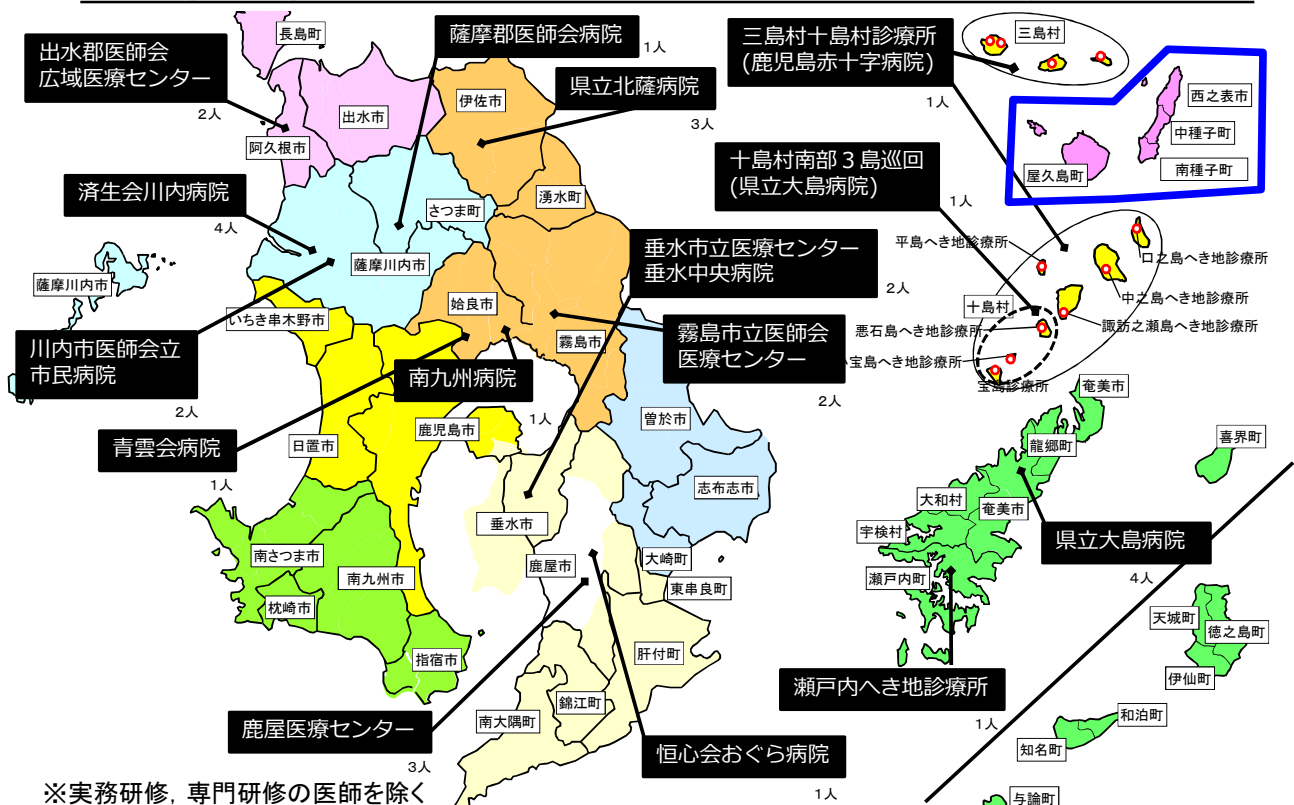
#### ③ 知事指定病院(23病院)

二次医療圏	施設名
南 薩(4)	国立病院機構指宿医療センター, 県立薩南病院, 枕崎市立病院, 南さつま市立坊津病院(※)
川 薩(3)	済生会川内病院, 川内市医師会立市民病院, 薩摩郡医師会病院(※)
出 水(2)	出水総合医療センター, 出水郡医師会広域医療センター
始良・伊佐(5)	国立病院機構南九州病院, 県立北薩病院, 県立始良病院, 霧島市立医師会医療センター, 青雲会病院
曾 於(1)	曾於医師会立病院
肝 属(5)	鹿屋医療センター, 恒心会おぐら病院, 垂水市立医療センター垂水中央病院, 肝付町立病院(※), 肝属郡医師会立病院(※)
熊 毛(2)	公立種子島病院(※), 種子島医療センター
奄 美(1)	県立大島病院

※鹿大専門医プログラムにおける連携施設でない診療科で勤務する場合に限り, 離島・へき地勤務扱い(R2.4~)

### 3 医師修学資金貸与制度 (R2年度地域枠医師の義務勤務)

※義務勤務者(R2.4.1現在): 29名(3診療所, 12病院)



## 4 自治医科大学制度 (自治医科大学制度概要①)

○自治医科大学は、医療に恵まれないへき地等における医療の確保向上及び地域住民の福祉の増進を図るため、全国の都道府県が共同して設立した医科大学

【設立】昭和47年【所在地】栃木県下野市

○本県の入学者：毎年2～3名

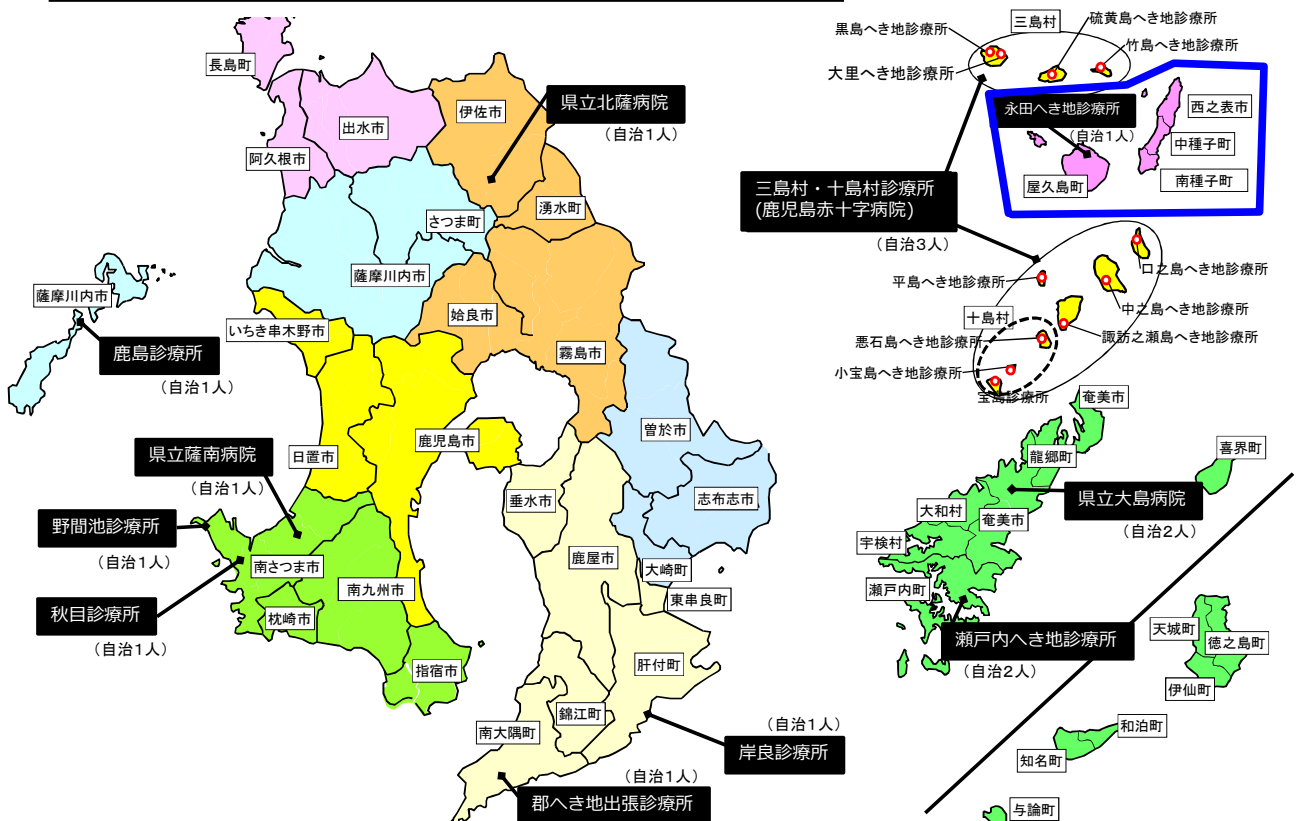
○授業料等の修学に要する経費は全額貸与され、卒業後ただちに出身の都道府県に戻り、知事の指定する医療機関に大学在学期間の1.5倍の期間(義務期間)勤務した場合に、返還が免除

○卒後、県職員として採用

## 4 自治医科大学制度 (R2年度自治医卒医師の義務勤務)

※義務勤務者(R2.4.1現在): 15名(8診療所, 3病院)

※実務研修, 専門研修の医師を除く。



資料4-7

## 5 医師のキャリア形成支援 (キャリア形成プログラム①)

・鹿児島大学地域枠医師等の円滑な地域勤務と能力の開発・向上の両立を図ることを目的とした、医療法の規定に基づく計画



・従来より、鹿児島大学病院地域医療支援センターの協力のもと策定していた「修学資金貸与医師の専門医取得に係るローテーションモデル」を「鹿児島県キャリア形成プログラム」に位置付け(R2.8.5地対協で承認)

・制度等の他、診療科毎に、①早期に専門医取得を目指すローテーションモデルと、②早期に義務勤務を履行するローテーションモデル

## 5 医師のキャリア形成支援 (キャリア形成プログラム②)

### ○内科の例

早期専門医取得のローテーションモデル

要件	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目
義務	初期臨床研修	うち、指定実務研修(1年)及び、勤務6年													
義務内年次	1年目	2年目	義務外	3年目	4年目	義務外	5年目	6年目	7年目	義務外	8年目	9年目	【終了】		
区分	初期臨床研修	専門研修	義務勤務	義務勤務	義務勤務	専門研修	実務研修	義務勤務	義務勤務	専門研修	義務勤務	義務勤務	【終了】		
研修/勤務先	県立尚院 又は 鹿大病院	鹿大病院	鹿大病院	知事指定病院	鹿大病院	県立尚院 (内、救)等	鹿島・ へき地診療所	鹿大病院	知事指定病院						
専門研修プログラム	基礎施設		基礎施設	連携施設	専門医取得	専門医更新(5年間)					専門医更新(5年次)				

↑ 受験資格取得
 ↑ 専門医更新

早期契約履行のローテーションモデル

要件	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目
義務	初期臨床研修	うち、指定実務研修(1年)及び、勤務6年													
義務内年次	1年目	2年目	義務外	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】				
区分	初期臨床研修	専門研修	実務研修	義務勤務	義務勤務	義務勤務	義務勤務	義務勤務	義務勤務	義務勤務	義務勤務				
研修/勤務先	県立尚院 又は 鹿大病院	鹿大病院	県立尚院 (内、救)等	鹿島・ へき地診療所	鹿島・ へき地診療所		知事指定病院	知事指定病院							
専門研修プログラム	基礎施設		連携施設	特別連携施設	専門医取得	専門医更新(5年間)					専門医更新(5年次)				

↑ 受験資格取得
 ↑ 専門医更新



## 5 医師のキャリア形成支援 (女性医師への配慮)

○地域卒学生, 自治医科大生に占める女性の割合  
44名/103名(43%), 4名/16名(25%) [R2.4.1時点]

○女性医師が働きやすい環境づくりが必要

例) 出産, 育児等に配慮した当直の軽減, 短時間勤務等

・A医師(第1子:初期2年目, 第2子:へき地勤務)

出産時期	取得月数	備 考									
初期研修～ 実務研修	産休:3 育休:3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実務研修を年度途中から開始</li> <li>・猶予期間3ヶ月使用</li> </ul>									
義務勤務	産休:3 育休:4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・へき地勤務は, 当直, オンコール等なしの契約</li> <li>・猶予期間4ヶ月使用</li> </ul>									

年度	H27		H28		H29			H30			R元		R2
月			1	4	7		7	9	12	4			
勤務	初期研修	初期研修	産休	育休	実務研修			へき地	産休	育休	へき地	へき地	
期間 (ヶ月)	12	9	3	3	12			2	3	4	12	12	